

簠簋拔伝記

九圖名義之事

九圖トハ陰陽筭家ノ法也。摠テ天文道ノ家デ之ヲ用ユ。九圖ハ陽九ヲ、名義ハ天地ノ五姓ヲ標ス。假ニ目筭之圖ニ納メテ、諸ノ吉凶ヲ撰ベバ、故ニ立テル九圖ノ名義ト名ズク。今ハ日ニ就イテ圖ヲ作スガ故ニ、三十日ヲ配ス。名義ヲ呼ンデ、所配ヲ解ス可シ。凡ソ、天文道ニ陽九ヲ立テル意有ルヤ。

謂ク、陽ハ九ヲ極ト為シ、陰ハ八ヲ量ト為ス。

言ワク、數十ニ至レバ、則チ筭自ズカラ崩レルガ故ニ、終ニハ陽未ダ満セズ。

仍テ古来九一九ノ外ニ筭計無シ、八一八ノ外ニ拂筭無キハ、豈天文道ノ約束ニアラズヤ。尚、配日、名義ノ目録等ノ圖解ハ下ニ断ハル耳。

或説ニ、九圖ハ三目録ニ依テ、九九拂ニ為ス云々。未ダ所表ヲ得ズ、断ハリテ更ニ問ウ。

九圖名義筭計之圖

一德（朔日、十一日、廿一日）天上水Ⅰ

二義（二日、十二日、廿二日）虚空火Ⅱ

三生（三日、十三日、廿三日）造作水Ⅲ

四殺（四日、十四日、廿四日）劍鐵金Ⅳ

五鬼（五日、十五日、廿五日、十日、廿日、卅日）欲界土Ⅴ

六害（六日、十六日、廿六日）江河水Ⅵ

七陽（七日、十七日、廿七日）國土火Ⅶ

八難（八日、十八日、廿八日）森林木Ⅷ

九厄（九日、十九日、廿九日）土中金Ⅸ

右ノ件ノ如ク、三十日ヲ配シテ、名義ニ任セテ、日ノ姓ヲ知ル。兼ネテ、年月ヲ定メ、目錄ヲ立テ、本主ノ姓ニ合セテ之ヲ撰ブ者也。

已上、九圖配日等ヲ^{あは}覽ル。

九圖目錄定量之事

師曰ク、九圖ノ目錄ハ二目錄ヲ除イテ三四五目錄ヲ取ル也。

三目錄トハ、一ニハ其ノ太歳ノ數、二ニハ其ノ本主ノ年數、三ニハ其ノ所用ノ月數、已上合ワセテ、三目錄也。

又、四五目錄ハ、始メノ三目錄ニ日ノ數ヲ加ヘルヲ四ト為シ、陽九ヲ五ト為ス。

^{また}乃チ此ノ二ツハ是非ヲ推シテ吉日ヲ盡スノ所要也。

一、太歳數トハ、子歳ニ一本、丑歳ニ二本、寅歳ニ三本、卯歳ニ四本乃至亥歳ニ十二本也。

二、本主ノ數トハ、或ハ、三十五ノ人ハ三十五本、四十六ノ人ハ四十六本、乃至百歳ノ人ニハ百本、餘ハ皆此ノ徹也。

三、所用ノ月ノ數トハ、正月ニ一本、二月ニ二本、三月ニ三本乃至十二月ニ十二本也。

本易等ノ如ク、支ニ依テ、筭ヲ立タテズ、時ノ數ヲ乱スガ故ニ、若シ九圖ニ於イテ時ヲ取レバ、寅七ツ、卯六ツ、午九ツ等筭ヲ入レル也。

四、日ノ數ヲ加ヘルトハ、以テ前三目錄ノ余筭ガ一本ナレバ、一徳ノ日ナリ。若シ、本主ノ姓ヲ尅セバ、^{フタタ}復ビ數一徳ノ筭ニ一本ヲ加ヘ二義ト為ス。

^{よべ}惣テ九圖ハ一處ニ三日宛配スル故ニ、何ヲ決スルノカ、取ル可キ日無シ。^{ヨツ}仍テ二義ニ二本ヲ加ヘテ、四ト為シ、三生ニ三本ヲ加ヘテ六ト為シ、○九厄ニ九本ヲ加ヘテ十八本ト為ス。九ノ餘ハ拂イ筭ス。幾度モ余筭ヲ以テ、日ノ姓

ヲ顕シ、本主ノ姓ト合ワセテ吉凶ヲ知ル。是、日ヲ加ヘル義也。

五．陽九ヲ加ヘルトハ、前々ノ三四ノ目錄ニ九本ヲ加ヘル分也。

九圖目錄圖解

太歳未八本

本主三十五歳 乙酉 水姓筭 三十五本 筭合四十五本三目錄圖解

春二月二本

件ノ如ク三目錄ヲ都合スレバ、筭四十五本カラ五八ヲ拂ヘバ、餘ハ五本ナリ。

故ニ五鬼ガ日ニ至ルナリ。五鬼ハ五日、十五日、廿五日 欲界ノ土ヲ主ル。

十日、廿日、卅日

本主ハ水、五鬼ハ土 土克水故ニ未ダ吉日ヲ得ズ。^{ココ}爰ニ日ヲ加ヘ筭ヲ増ス。

四目錄ヲ用ユ。

太歳未八本

同姓三十五歳 乙酉 水姓筭 本主卅五本 筭合五十五本四目錄圖解

二月二本

日筭十本

日ヲ増シテ、四目錄ヲ取り、筭合ワセテ五十五本、是ヲ六八拂ヘバ、餘筭七本ナリ。故ニ、七陽ガ日ニ至ル。七陽ハ七日、十七日、廿七日、國土火ヲ主ル。

本主ノ水、七陽ノ火 背イテ克スルガ故ニ、此ノ時ニ、陽數ヲ加ヘテ五目錄ヲ取ル。

太歳未八本

同姓三十五歳 乙酉 水姓筭 本主卅五本 筭合五十五本四目錄圖解

二月二本

日第十本

陽九本ヲ加ヘル

右ハ五目錄ヲ成スレバ、都合六十四本ナリ。七八ト拂ヘバ、餘筭八本ナリ。

故ニ八難ガ日ニ至ル。八難ハ、八日、十八日、廿八日 森林ノ木ヲ主ル。

本主ノ水、八難ノ木 水生木故ニ、未歳二月八日 十八日、廿八日、三十五

本ノ主ニ 於イテ、大吉祥日ト之ヲ知ル。余モ此ノ機

ニ徹スル也。

或説ニ九圖ノ中ニ於イテ、四殺、五鬼、六害、八難、九厄ヲ主ルノ日ハ、縦ヒ相生ト雖モ、必ズ用ユル勿レ。

中ニ就イテ四殺、六害、八難ヲ撰ンデ太イニ嫌ウ。云々。此ノ傳未ダ得ズ審ニナラズヤ。

凡ソ、惡モ和シテ而シテ應ズレバ善也。善モ背イテ而シテ克スレバ惡也。既ニ、重和ノ註ニ相克ハ反シテ吉、相生マタ惡シキヲヤト。

只、或説ノ如ク、^{ヒトエ}偏ニ殺害難等ノ字相ノミヲ見テ、其ノ能ク相生スル者ヲ嫌イ

^{クチサキ}吻デ、名義ヲ失ウカ。

(現代文)

簠簋拔伝記

九圖名義之事

九図とは、陰陽算家の法である。全て天文道の家でこれを用いる。九図は陽九を、名義は天地の五姓を標す。仮に目算の図にこれを入れて、諸々の吉凶を撰べば、算木を立てる九図の名義と名づける。今は、日について図を作るので、三十日を配置する。これを名義と呼んで、日を配置する所を理解することが出来る。大体、天文道に陽九を立てる意味が有るのか。

陽は九を極みとし、陰は八を量とする、と言う。

言うことには、数が十になれば、つまり算木が自ら崩れるので、終には陽がまだ満たせなくなり、古来の九一九の外に算計がないし、八一八の外に払算がないというのに、どうして天文道の取り決めがないのだろうか。尚、配日、名義の目録等の図解は、下に切り離すだけだ。

ある説に、九図は三目録によっては、九九払いとするという話である。しかしまだはっきりしないので、切り離して更に問う。

九圖名義筭計之圖

一徳（朔日、十一日、廿一日）天上水Ⅰ

二義（二日、十二日、廿二日）虚空火Ⅱ

三生（三日、十三日、廿三日）造作水Ⅲ

四殺（四日、十四日、廿四日）劍鐵金Ⅳ

五鬼（五日、十五日、廿五日、十日、廿日、卅日）欲界土Ⅴ

六害（六日、十六日、廿六日）江河水Ⅵ

七陽（七日、十七日、廿七日）國土火Ⅱ

八難（八日、十八日、廿八日）森林木Ⅲ

九厄（九日、十九日、廿九日）土中金Ⅳ

右の件の様に、三十日を配置して、名義に任せて、日の姓を知る。兼ねて、年月を定め、目録を立て、本主の姓に合せてこれを撰ぶものである。

以上、九図配日等について終わる。

九圖目録定量之事

師曰く、九図の目録は、二目録を除いて三四五目録を取るのである。

三目録とは、一には、その（用いる歳の）太歳の数、二には、その本主の年数、三には、その所用の月数、以上を合わせて、三目録というのである。

また、四五目録は、始めの三目録に日の数を加えるのを四とし、陽九を五とする。つまりこの二つは、良し悪しを考えて吉日を極めることが必要である。

一．太歳数とは、子歳に一本、丑歳に二本、寅歳に三本、卯歳に四本からの亥歳に十二本である。

二．本主の数とは、或は、三十五の人は、三十五本、四十六の人は、四十六本、からの百歳の人には百本、後は皆この例に徹するのである。

三．所用の月の数とは、正月に一本、二月に二本、三月に三本からの十二月に十二本である。

本易等の様に、支によって、算木を立てないで、時の数を乱すために、もし九図において時を取るならば、寅七つ、卯六つ、午九つ等の算木を入れるのである。

四．日の数を加えるとは、前の三目録の余算が一本であれば、一徳の日となる。

これがもし、本主の姓を尅せば、再び数一徳の算に一本を加えて、二義とする。

全て九図は一つの所（宮）に三日ずつ配置するので、何かを決めて、取ることが出来る日がないから、二義に二本を加えて四とし、三生に三本を加えて六とし、〇九厄に九本を加えて十八本とする。九の後は払い算する。この様に幾度も余算をして、日の姓を顕し、本主の姓と合わせて吉凶を知る。これが日を加えると言うことである。

五．陽九を加えるとは、前々の三四の目録に九本を加える分である。

九圖目録圖解

太歳未八本

本主三十五歳 乙酉 水姓算 三十五本 算木合せて四十五本三目録図解

春二月二本

件の様に三目録を都合すれば、算木四十五本から五×八を払えば、余りは五本である。だから五鬼が日に至るのである。

五鬼は、五日、十五日、二十五日、十日、二十日、三十日で欲界の土を主る。本主は水で、土克水となるので、いまだ吉日を得られていない。ここに日を加えて算木を増す。五鬼は土なので四目録を用いる。

太歳未八本

同姓三十五歳 乙酉 水姓算 本主三十五本 算木合せて五十五本四目録図解

二月二本

日算十本

日を増して、四目録を取り、算木を合わせて五十五本とする。これから六×八を払えば、余りは七本となる。だから、七陽が日に至る。七陽は七日、十七日、二十七日、で国土の火を主る。

本主の水は七陽の火を背いて克すので、この時に陽数を加えて五目録を取る。

太歳未八本

同姓三十五歳 乙酉 水姓算 本主卅五本 算木五十五本合せて四目録図解

二月二本

日算十本

陽九本を加える

右は五目録を成すので、都合六十四本である。七×八を払えば、余りは八本となる。だから八難が日に至る。八難は、八日、十八日、二十八日で森林の木を主る。

本主の水と八難の木では、水生木となるので、未年二月八日 十八日、廿八日、三十五本の主において、大吉祥日であるとわかる。後もこの通り徹する。

ある説に九図の中宮に、四殺、五鬼、六害、八難、九厄が回る日は、たとえ相生であっても、絶対に用いてはならない。

中宮に四殺、六害、八難が来るのを大いに嫌う云々。この伝はいまだ得られず、つまびらかになっていないだろう。

およそ、悪も和して応すれば善となる。また善も背いて克せば悪となる。すでに、重和の註で、相克はひっくり返って吉、相生もまた悪となっているだろうか。

ただ、ある説の様に、単に殺害難等の字相だけを見て、それをよく相生するのを嫌い、口先で名義を失うのだろうか。

(解説)

ここでは、三目録は、

1. 太歳数
2. 本主の数
3. 所用の月の数

としています。

ここで何故が日を飛ばして所用の時の数を入れる場合も言っていますが、その場合は、以下の通りとなります。

子	丑	寅	卯	辰	巳
午	未	申	酉	戌	亥
九	八	七	六	五	四

しかし、本来この時の数を入れるのは、四目録の後ではないかと考えます。

そして四目録は、

1. 太歳数
2. 本主の数
3. 所用の月の数
4. 所用の日の数

としています。

そして、もし計算して余りの数と用いる人の姓との関係が相克の場合は、出た余りの数を倍にしてまた相生、相克を出しなおすとしています。そしてそれが相生、相加になるまで繰り返すとしています。

そして五目録の場合は、四目録に陽九を加えるとしていますので、

1. 太歳数
2. 主の数
3. 所用の月の数
4. 所用の日の数
5. 陽九

となります。これで良い日を取るとしています。

例

本主三十五歳（乙酉年生まれ）納音：水姓

用いる年月：未年二月

三目録

1. 太歳の数 未：8本
2. 本主の数：三十五歳 35本
3. 所用の月の数：二月 2本

合計 45本

$45 \div 8 = 5$ 余り 5 → 五鬼欲界土で本主の姓は、水なので、土克水と相克となるので、四目録を用います。

四目録

三目録に加えて所用の日：十日ですので、

1. 太歳の数 未：8本
2. 本主の数：三十五歳 35本
3. 所用の月の数：二月 2本
4. 日算の数：10本

合計 55本

$55 \div 8 = 6$ 余り 7 → 七陽國土火で本主の姓は、水なので、水克火と相克となるので、まだ使える日が出ないので、最後に五目録を使うとしています。つまり四目録に陽九を加えます。

五目録

1. 太歳の数 未：8本
2. 本主の数：三十五歳 35本
3. 所用の月の数：二月 2本
4. 日算の数：10本
5. 陽九：9本

合計 64本

$64 \div 8 = 8$ 余り 0 → 8 八難森林木で本主の姓は、水なので、水生木と相生となるので、八難の日つまり、8日、18日、28日が使えるとしていますが、2月はすでに10日まで経過していますので、使える日は、未年2月18日と28日になります。（いずれも旧暦です。）

そして、この本では、各算の吉凶は関係なく相生、相剋の関係で日を出すとしています。また、この本は九払いではなく、八払いで日を出しています。